

【平成 29 年 12 月 26 日放送分「元気・長生き・シニアライフ！」ダイジェスト】

YBC ラジオ番組「ゲツキンラジオぱんぱかば〜ん」内「元気・長生き・シニアライフ！」コーナーに当広域連合職員が出演し、健康保険を使ってはり・きゅう、あんま・マッサージを受けるときの注意点などについてお話ししました。

- ・広域連合では、保健師や管理栄養士が被保険者のお宅を訪問し、生活習慣や医療への向き合い方についてアドバイスを行う事業を実施していること。何か気づいたことがあれば、市町村窓口あるいは広域連合にお問い合わせいただきたいこと。
- ・はり・きゅうや、あんま・マッサージを受ける場合は、医師が病気や症状に対してそれらが必要と認め、同意書を発行したときに健康保険を使うことができること。
- ・自力で歩くことが困難な方については、施術師に自宅に訪問してもらい、施術を受けることも可能であること。
- ・事業者の中には不正行為を行っているところもあるので、以下のような事例がある場合は広域連合に連絡してほしいこと。
 - ① 毎月や1回あたりの自己負担が定額、または無料でよいと言われた
→毎月の治療の内容や回数によって自己負担が変わるため、定額や無料になることはない（重度心身障がい者医療証の交付を受けている方を除く）
 - ② 1日の施術時間が長くなったので、保険では2日分したことになると言われた
→健康保険では1日1回分としてしか料金を支払うことができない。施術していない日に請求を上げれば「架空請求」となる。
 - ③ ①、②の内容が記載されているチラシを受け取った
 - ④ 「医療費のお知らせ」を確認したところ、施術回数が多かったり、あるいは施術を受けていない月に施術を受けたことになっている、等